

鹿児島市子ども・子育て会議について

○「子ども・子育て会議」を就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第25条の規定に基づく合議制の機関として位置付けるため、条例の一部改正を行った。→ 子ども・子育て会議の諮問事項に、幼保連携型認定こども園の設置の認可等を加えた。

1 鹿児島市子ども・子育て会議条例 新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、審議会その他の合議制の機関として鹿児島市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。</p>

2 1の改正に関連して改正する条例（鹿児島市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例新旧対照表）

現行	改正後
<p>(設備運営基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、その管理に属する法第25条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略す</p>	<p>(設備運営基準の向上)</p> <p>第4条 市長は、鹿児島市子ども・子育て会議の意見を聴き、幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。</p> <p>2 略す</p>